

世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会の設置について

1 目的及び設置

世田谷区第2次教育ビジョン調整計画及び世田谷区特別支援教育推進計画（調整計画）に基づき、世田谷区のインクルーシブ教育の定義を定めるとともに区立学校の通常学級に在籍し、支援を必要としている児童・生徒へ合理的な配慮を行うためのガイドラインを作成するために世田谷区教育委員会に「世田谷区インクルーシブ教育ガイドライン作成委員会（以下、「委員会」という。）」を設置する。

2 検討事項

- (1) 本区のインクルーシブ教育の定義
- (2) ガイドラインの作成に関すること
- (3) ガイドラインに関する児童・生徒や保護者の意見聴取に関すること
- (4) ガイドラインの普及・啓発に関すること
- (5) ガイドラインに基づく実践事例のデータベースに関すること

3 ガイドラインのコンセプト

- (1) 本区のインクルーシブ教育の定義を示す
- (2) 「学校の体制（づくり）」と「事例集」の2本立て
- (3) 「学校の体制（づくり）」については、校内組織面、教員の意識改革面の2本立て
- (4) 「事例集」については、障害種別・校種別の2本立て
※障害種別（知的、弱視、難聴、病弱、言語、学習、自閉症・情緒、肢体、ADHD）
- (5) 「事例集」については、授業場面・生活場面のどちらの内容も盛り込む

4 委員会の構成

委員会は、委員長及び副委員長、委員によって組織する。委員長及び副委員長は、特別支援教育に関する学識経験者とする。

5 スケジュール案（全11回） ※ は関連する事務局の動き

回	開催日	主な議題
	令和5年5月	定例校長会①：作成委員会の設置の報告
1	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育に係る意見交換（児童・生徒の実態、指導上の課題、ガイドラインの方向性等） ・本区のインクルーシブ教育の定義 ・ガイドライン作成のスケジュール ・意見聴取の在り方①
2	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドラインの全体構想（章立て） ・ガイドライン作成の役割分担 ・意見聴取の在り方②

3	8月	・児童・生徒・保護者の意見聴取① ・ガイドライン原稿の検討①
	9月	区議会文教常任委員会①：意見聴取結果の報告
4	10月	・児童・生徒・保護者の意見聴取② ・ガイドライン原稿の検討② ・ガイドラインの普及・啓発について（次年度予算要望）
5	12月	・ガイドライン草案の完成 ・草案の意見聴取について
6	1月	・ガイドラインの普及・啓発について（次年度の研修計画） ・データベースの事例収集について①
		・草案の意見聴取（パブコメ？）
7	令和6年2月	・草案の意見聴取結果について ・ガイドライン草案の修正
		定例校長会②・教育委員会・区議会文教常任委員会②：ガイドライン（草案）・データベースの事例収集の報告
8	3月	・データベースの事例収集について②
	4月	・インクルーシブ教育実践モデル校の指定 ・データベースの事例収集始 ・ガイドライン（案）普及・啓発のための教員研修（生指主任）
	5月	・ガイドライン（案）普及・啓発のための教員研修（特支コ）
9	7月	・データベースについて①
	8月	・ガイドライン（案）普及・啓発のための教員研修（一般教員）
10	10月	・データベースの完成
11	12月	・ガイドラインの最終確認
	令和7年1月	定例校長会③・教育委員会・区議会文教常任委員会③：ガイドライン（完成版）の報告
	2月	・ガイドライン（完成版）の配信
	4月	・定例校長会④：ガイドラインの本格運用開始の周知

6 意見聴取について

(1) 児童・生徒から

- ・委員が推薦する通常学級に在籍し、支援を必要とする児童・生徒へのインタビュー
- ・一般公募による参加者を集めたワークショップ

(2) 保護者から

- ・委員が推薦する保護者、「手をつなぐ親の会」等の団体の代表者へのインタビュー
- ・パブリックコメント

7 ガイドラインの普及・啓発について

(1) 区教育委員会のホームページに掲載

(2) 印刷・製本して配布（校長・副校長・特別支援教育コーディネーター・学年・特別支援学級・通級指導教室に各1冊）